



県章

# 滋賀県公報

令和2年(2020年)  
10月2日  
第145号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

|  |   |
|--|---|
| ○ 規 則  |   |
| 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (財政課) .....           | 1 |
| ○ 告 示  |   |
| ※滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正 (中小企業支援課) .....                        | 1 |
| 保安林予定森林の通知 (森林保全課) .....                                     | 2 |
| 保安林の指定施業要件の変更予定 (森林保全課) .....                                | 2 |
| 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (医療福祉推進課) .....       | 2 |
| 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (医療福祉推進課) .....                     | 3 |
| ○ 公 告  |   |
| 令和2年度滋賀県職員 (文化財保護技術者 (埋蔵文化財担当)) 採用選考第1次考查実施公告 (文化財保護課) ..... | 3 |
| 大規模小売店舗の新設の届出の公告 (中小企業支援課) .....                             | 5 |
| 公共測量実施公告 (監理課) .....   | 6 |
| 都市計画決定の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課) .....                              | 6 |
| 一般競争入札の公告 (教育総務課) .....                                      | 6 |
| ○ 健康福祉事務所告示  |   |
| 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (湖東) .....                            | 8 |
| 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (湖東) .....         | 9 |
| ○ 農業農村振興事務所公告  |   |
| 土地改良区定款変更認可公告 (大津・南部、湖北) .....                               | 9 |
| ○ 病院事業庁告示  |   |
| 病院事業の業務に係る公金の収納事務の委託 .....                                   | 9 |

## 規 則

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年10月2日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第96号

### 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例 (令和2年滋賀県条例第18号) 付則第1項ただし書に規定する規定 (滋賀県使用料および手数料条例 (昭和24年滋賀県条例第18号) 別表第28の2の改正規定に限る。) の施行期日は、令和2年10月10日とする。

## 告 示

### 滋賀県告示第382号

滋賀県中小企業振興資金融資要綱 (昭和59年滋賀県告示第211号) の一部を次のように改正する。

令和2年10月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

第2条第1号中「第4項」を「第5項」に改める。

別表3政策推進資金の表事業継続・新事業促進資金の項融資対象者の欄中「第19条第1項」を「第17条第1項」に改め、同表経営力強化推進資金の項資金使途の欄中「第32条第2項」を「第31条第2項」に改める。

付 則

この告示は、令和2年10月2日から施行する。

-----  
滋賀県告示第383号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年10月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 犬上郡多賀町大字五僧字落岩202-4・202-5(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
滋賀県告示第384号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、告示する。

令和2年10月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 名所または旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
滋賀県告示第385号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和2年10月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

|        |         |                 |            |         |       |           |
|--------|---------|-----------------|------------|---------|-------|-----------|
| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称および代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 | 介護保険事業所番号 |
|--------|---------|-----------------|------------|---------|-------|-----------|

|                  |                |                       |             |                          |          |            |
|------------------|----------------|-----------------------|-------------|--------------------------|----------|------------|
|                  |                | たは開設者の氏名              |             |                          |          |            |
| よつぱリーフ訪問看護ステーション | 草津市野路東二丁目4番10号 | 社会福祉法人よつぱ会<br>理事長 中森寛 | 草津市南笠町891番地 | 訪問看護<br>介護予防訪問看護         | 令和2.10.1 | 2560690147 |
| 特別養護老人ホームしあわせ    | 草津市南笠町905番地    | 社会福祉法人よつぱ会<br>理事長 中森寛 | 草津市南笠町891番地 | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護 | 令和2.10.1 | 2570601738 |

滋賀県告示第386号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和2年10月2日

滋賀県知事 三日月 大造

| 事業所の名称           | 事業所の所在地             | 申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名 | 主たる事務所の所在地          | サービスの種類      | 指定年月日    | 介護保険事業所番号  |
|------------------|---------------------|--------------------------|---------------------|--------------|----------|------------|
| ショートステイセンター玉園ハイム | 東近江市尻無町字山ノ間1170番地の3 | 社会福祉法人布引会<br>理事長 間嶋孝     | 東近江市尻無町字山ノ間1170番地の3 | 介護予防短期入所生活介護 | 令和2.10.1 | 2570500013 |

公 告

令和2年度滋賀県職員(文化財保護技術者(埋蔵文化財担当))採用選考第1次考査実施公告

令和2年度滋賀県職員(文化財保護技術者(埋蔵文化財担当))採用選考第1次考査を次のとおり行います。

令和2年10月2日

滋賀県知事 三日月 大造

1 選考区分および採用予定人員 文化財保護技術者(埋蔵文化財担当) 1人程度

2 受験資格

(1) 次の要件を全て満たす者が受験できます。

ア 大学(短期大学を除く。)または大学院において考古学または文化財学の課程を専攻し、かつ、卒業し、または修了した者で、昭和50年4月2日以降に生まれた者(令和3年3月31日までに卒業または終了する見込みの者を含む。)

イ 博物館法(昭和26年法律第285号)第5条に規定する学芸員資格を有する者(令和3年3月31日までに学芸員資格を有する見込みの者を含む。)

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期 令和3年4月1日

(2) 勤務先 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課等

(3) 給与等

ア 給料は、4年制大学卒の者で月額202,852円(地域手当を含む。)、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、給料の額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、令和2年4月1日現在のものです。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

#### 4 第1次考査

##### (1) 日時および場所

ア 第1日 教養試験、専門試験および実技試験

日時 令和2年11月8日(日)9時30分(受付開始9時)から16時頃まで

場所 滋賀県大津合同庁舎7階 7-B会議室(大津市松本一丁目2番1号)

※ 試験会場へは公共交通機関を利用してください。

イ 第2日 口述試験および適性検査

日時 令和2年11月15日(日)9時30分から15時頃まで

場所 滋賀県大津合同庁舎7階 7-B会議室(大津市松本一丁目2番1号)

※ 第2日の集合時間および集合場所の詳細は、第1日に試験会場で通知します。

※ 第2日の口述試験および適性検査は、第1日の教養試験、専門試験および実技試験の成績上位者についてのみ実施します。

##### (2) 方法 大学卒業程度で、次の方法により行います。なお、口述試験および適性検査は、教養試験、専門試験および実技試験の成績上位者についてのみ行います。

ア 教養試験 択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学ならびに現代の社会に関する知識(知識分野)ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力(知能分野)について筆記試験を行います。

イ 専門試験 文化財保護技術者(埋蔵文化財担当)に必要な識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。

ウ 実技試験 埋蔵文化財の出土品について実技(実測)試験を行います(実測に必要な道具を持参してください。)

エ 口述試験 文化財保護技術者(埋蔵文化財担当)としての知識および技能ならびに公務遂行能力等について個別面接による試験を行います。

オ 適性検査 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、7(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。)

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り(携帯電話等の使用はできません。)

##### (3) 結果発表 令和2年11月中旬に受験者全員に通知します。

#### 5 受験手続および受付期間

##### (1) 出願票を持参し、または郵送する場合

ア 受験手続 イ(7)の出願時に必要な書類等をウの提出先にエの受付期間内に提出してください。また、イ(1)の第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

イ 必要書類等

##### (7) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通(所定の用紙)

交付場所 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館4階 電話 077-528-4671

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>

※ 郵便または電話で出願票を請求できます。郵便による請求の場合、郵便はがきの裏面に「令和2年度滋賀県職員(文化財保護技術者(埋蔵文化財担当))採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、交付場所に請求してください。

※ 滋賀県のホームページからダウンロードすることもできます。

b 郵便はがき 1人1枚(宛先として、住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

##### (1) 第1次考査受験時に必要な書類等

a 履歴書 1人1通(所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

c 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。令和2年11月4日(水)までに到着しない場合は、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課に連絡してください。

滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 電話 077-528-4671

ウ 提出先 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

エ 受付期間 出願票は、令和2年10月5日(月)から令和2年10月28日(水)までの執務時間中に受け付けます。郵送の場合は、令和2年10月27日(火)までの消印があるものだけに限り受け付けます(必ず簡易書留により送付してください。)

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 申込手続 申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。また、ウの第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

[https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList_initDisplay.action)

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

イ 受付期間 令和2年10月5日(月)正午から令和2年10月27日(火)17時まで(システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。)

ウ 第1次考査受験時に必要な書類等

(ア) 出願票 1人1通(申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。)

(イ) 履歴書 1人1枚(様式は、『しがネット受付』の画面からダウンロードすること。)

(ウ) 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

(エ) 受験番号通知 1人1通(受験番号を通知するメールを印刷したもの)

※ 受験番号を通知するメールは、令和2年10月29日(木)以降に順次送信します(申込みの直後に自動送信される申込完了通知メールとは異なります。)

※ 令和2年11月4日(水)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課に連絡してください。

滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 電話 077-528-4671

6 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 その他

(1) 第1次考査合格者については、令和2年12月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験(主として人物についての面接試験)等ですが、詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。

(2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和2年12月中旬に採用の通知をします。

-----  
大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和2年10月2日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)東京インテリア家具滋賀店 大津市瀬田一丁目1番1号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社東京インテリア家具 大津市瀬田一丁目1番1号 代表取締役 利根川隆弘

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社東京インテリア家具 大津市瀬田一丁目1番1号 代表取締役 利根川隆弘

4 大規模小売店舗の新設をする日 令和3年5月11日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 7,700平方メートル

- 6 駐車場の収容台数 231台
- 7 駐輪場の収容台数 63台
- 8 荷さばき施設の面積 40平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
  - (1) 廃棄物保管施設の計画  
保管施設① 16.9立方メートル  
保管施設② 12.6立方メートル
  - (2) リサイクル品保管施設の計画  
保管施設① 16.9立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 10時から20時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9時30分から20時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 8時30分から10時までおよび20時から22時まで
- 14 届出年月日 令和2年9月10日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1  
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
  - (2) 縦覧期間 令和2年10月2日から令和3年2月2日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和3年2月2日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年10月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 彦根市高宮町
- 3 作業の期間 令和2年9月21日から令和2年11月30日まで

#### 都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

長浜市が令和2年10月2日に決定した彦根長浜都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和2年10月2日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

#### 一般競争入札の公告

令和2年から令和3年までにおける滋賀県立学校GIGAスクール運用支援業務の委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167の6の規定により公告する

令和2年10月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 入札に付する事項

- (1) 業務名および数量 令和2年～令和3年滋賀県立学校GIGAスクール運用支援業務 一式
  - (2) 業務の内容等 滋賀県立学校のICT活用教育を進めるため、導入したシステム、コンピュータ等の運用管理および利用支援業務。詳細は入札説明書による。
  - (3) 業務履行期間 令和2年12月1日から令和3年11月30日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
  - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
  - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のいずれかの分類で登録されている者であること。
    - ア 大分類: 役務、中分類: 情報処理、小分類: 電算業務委託
    - イ 大分類: 役務、中分類: 情報処理、小分類: 教育・研修なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所で資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。
- (1) 必要とする書類(以下「資格確認書類」という。)
    - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
    - イ 履行実績を証する資料等
  - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の交付場所等 入札説明書と同時に電子メールで交付する。
  - (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出場所 滋賀県教育委員会事務局教育総務課(県庁新館4階)
  - (4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限 令和2年10月28日(水)17時までとする。これ以降であっても、資格確認書類の提出を受け付けるが、この場合にあつては4(6)の入札を行おうとする日時までに提出するものとする。なお、これにかかわらず、入札説明書別記3に定める「質問」を行おうとする場合は、その実行日までに資格確認書類を提出しなければならない。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 入札書の提出場所、仕様書および契約条項等を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局教育総務課(県庁新館4階) 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4518  
電子メール scict@pref.shiga.lg.jp
  - (2) 入札説明書、仕様書および契約条項等を交付する期間 令和2年10月2日(金)から令和2年11月10日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までの間を除く。)および令和2年11月11日(水)の9時から正午まで
  - (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は電子メールにより交付する。(1)に示すメールアドレス宛てに、メール表題を「令和2年～令和3年滋賀県立学校GIGAスクール運用支援業務に関する入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属・氏名、連絡先電話番号、FAX番号、メールアドレスを記載して送信すること。請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、これ以外の方法での交付は行わない。
  - (4) 入札説明会の日時および場所
    - ア 日時 令和2年10月16日(金)10時から
    - イ 場所 滋賀県庁新館7階システム設計室IAなお、入札説明会の参加は必須ではない。
  - (5) 入札書の提出期間 令和2年11月9日(月)9時から令和2年11月11日(水)正午まで

## (6) 入札書の提出場所および提出方法

ア 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の提出期間内に(1)に示す場所に持参すること。

イ 郵送による場合 紙の入札書を(5)の入札書の提出期間内に(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)

なお、送料は自己負担とする。

## (7) 開札の日時および場所 令和2年11月11日(水)14時 滋賀県庁新館7階システム設計室I A

## 5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 入札金額は、業務に係る費用の総額を記載すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者は、開札日当日の正午までの間において滋賀県から資格確認書類に関し説明を求められた場合は自らの負担において完全な説明をすること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

(1) Nature and quantity of the service required: Shiga Prefectural Schools ICT system, computer and equipment Operation support 1 set

(2) Deadline for tender: 12:00, November 11, 2020

(3) For further information, contact: General Education Division, Prefectural Board of Education, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4518 E-Mail scict@pref.shiga.lg.jp

## 健康福祉事務所告示

## 滋賀県湖東健康福祉事務所告示第9号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和2年10月2日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 小林 靖 英



| 事業所の名称    | 事業所の所在地                | 申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名   | 主たる事務所の所在地      | サービスの種類 | 指定年月日    | 介護保険事業所番号  |
|-----------|------------------------|----------------------------|-----------------|---------|----------|------------|
| レッツ倶楽部高宮町 | 彦根市高宮町903番地1レマージュ店舗1号室 | 株式会社山根メディカル<br>代表取締役 山根ゆかり | 甲賀市水口町下山743番地28 | 通所介護    | 令和2.10.1 | 2570201521 |

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第10号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和2年10月2日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 小林 靖 英

| 事業所の名称                         | 事業所の所在地         | 申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類          | 介護保険事業所番号  | 廃止年月日    |
|--------------------------------|-----------------|--------------------------|------------|------------------|------------|----------|
| 公益財団法人豊郷病院訪問看護ステーションレインボウはたしょう | 愛知郡愛荘町安孫子1216-1 | 公益財団法人豊郷病院<br>代表理事 佐藤公彦  | 犬上郡豊郷町八目12 | 訪問看護<br>介護予防訪問看護 | 2561790029 | 令和2.9.30 |

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、今堅田土地改良区の定款の変更は、令和2年9月23日に認可した。

令和2年10月2日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 杉 本 晃

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、塩津娑娑内湖干拓土地改良区の定款の変更は、令和2年9月23日に認可した。

令和2年10月2日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 奈良田 肇

病院事業庁告示

滋賀県病院事業庁告示第4号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、病院事業の業務に係る公金の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和2年10月2日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

- 1 委託の相手方 弁護士法人舘野法律事務所 東京都渋谷区渋谷二丁目16番8号南雲ビル2階・4階
- 2 委託事務の内容 滋賀県立総合病院、滋賀県立小児保健医療センターおよび滋賀県立精神医療センターの患者の医療費等に係る一部の未収金の収納事務

3 委託期間 令和2年8月1日から令和5年3月31日まで